

IOSCOによる最終報告書

「マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する政策提言」

の公表について

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、各国におけるマネー・マーケット・ファンド（MMF）の規制及び管理に関する共通規範の基礎となる提言を提案している。これらの提言は、評価、流動性管理、格付の利用、投資家への開示、レポ取引に関する重要な原則についてまとめられている。

IOSCO の MMF に関する作業は、G20 及び金融安定理事会（FSB）による、シャドーバンキング・システムに対する監督及び規制を強化する取組の重要な一部をなす。本作業は、2011 年 11 月のカンヌ・サミットに提出された FSB のシャドーバンキングに関する最初の提言と作業計画を G20 の首脳が承認したことを受けて行われている。2008 年 9 月に幾つかの MMF で取り付け騒ぎが生じ、規制当局に MMF のシステムミック・リスクにつき警鐘を鳴らしたことから、FSB は IOSCO に対し MMF に関する規制改革の可能性を検討するよう求めた。

IOSCO 代表理事会は 10 月 3－4 日にマドリッドで開催された会合で本報告書を承認した。米 SEC の多数派の委員は本報告書の公表に反対したが、その他に反対はなかった。

MMF の資産運用残高合計は約 4.7 兆米ドル（2012 年第 1 四半期末時点）であり、世界の集団投資スキームの約 5 分の 1 を占め、その市場規模は相当なものである。重要な信用及び流動性供給源である MMF が金融危機を招いたわけではないが、2007－2008 年にかけての金融危機における MMF のあり方は、MMF が金融危機を蔓延させ、増幅すらさせる可能性を持ち合わせていることを浮き彫りにした。

FSB から要請を受けたとおり、これらの 15 の MMF に関する提言は現状の規制枠組みを補足するものであり、IOSCO は、2010 年に米国及び欧州で行われた MMF の規制改革を踏まえても更なる規制と改善の余地があると考えている。カナダ、中国、インド及び南アフリカを含む他の国においても規制改革が行われた。

また、2010年の改革が主にファンドの資産面に着目していたのに対し、本報告書の政策提言は安定的基準価額（CNAV）の評価と表示という決定的な問題のみならず、負債側から生ずる脆弱性にも対処するものとなっている。特に、IOSCOの政策提言は、金融システム全体に広い影響をもたらさうる取り付け騒ぎのリスク及び他者より先に解約する者の優位性に基づく脆弱性に対処することを企図している。

MMFの規模、特徴及びシステミック・リスク性は各国により大きく異なる。したがって、政策提言の適用も各国の既存の法規制構造の特殊性のみならず、各国の状況次第で、法域毎に異なる。

政策提言は全てMMF市場の安全性と頑強性のために重要である。しかし、いくつかの政策提言の適用は、MMF市場ひいてはより広い金融システムの機能に対する破壊的な影響をもたらさないよう段階的に実施されるべき場合がある。

IOSCOは、これらの政策提言が改定されるべきか、補足又は強化されるべきかについて査定するために、2年以内にこれらの政策提言の適用を調査することを提案している。その際、IOSCOはその期間内にMMFに影響を与え得た他の市場又は規制の進展についても考慮する予定である。

政策提言の適用を調査する際にIOSCOが考慮する進展としては、新しい銀行規制や銀行の資金調達構造における展開による影響、シャドバンキング・システムに関して行われうる今後の規制改革、金利環境、MMF市場の変化、投資家の需要の変化及び競合商品の潜在的な発展が含まれるだろう。